

災害に係る地方財政措置について

1 国庫支出金関係

(1) 個別法に基づく補助率の嵩上げ（主なもの）

- ・河川、道路、港湾 等 ← 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

国庫補助率は、災害復旧事業費が標準税収入の1/2までの額の場合66.7%、1/2を超え2倍に達するまでの額が75%、2倍を超える額が100%となる。

※連年災に該当する場合の特例あり

- ・農地、農業用施設 等 ← 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

国庫補助率は、通常、農地は5/10、農業用施設は6.5/10であるが、災害復旧事業費に応じ、農地は8/10、農業用施設は9/10となる。

※連年災に該当する場合の特例あり

2 地方債制度

(1) 補助・直轄災害復旧事業債

公共土木施設等・農地農林施設の区分により、また、現年災害・過年災害の区分により、充当率は地方負担額の90%~100%とされ、いずれも、元利償還金の95%が普通交付税で措置される。

	補助率	充当率	交付税措置	償還年限等
①公共土木施設等	67~80%程度	100% (90%)	95%	10年 (据置2年)
②農地・農林漁業施設等	80%程度	90% (80%)	95%	

※充当率の（ ）書きは、過年分の取扱い。

(2) 一般単独災害復旧事業債

公用施設及び公共施設等の災害復旧事業で、補助災害復旧事業の対象とならないものや、補助採択基準を満たすものの山間地等の事情により被害が確認できず災害査定が受けられなかったものについて、発行が可能。充当率は公共土木施設等100%、農林漁業施設65%で、元利償還金については財政力に応じ47.5%~85.5%が普通交付税で措置される。

なお、農地については、一般単独災害復旧事業債の対象とはならない

(3) 地方公営企業災害復旧事業債

地方公営企業の災害復旧事業に係る地方債で充当率 100%。

上水道事業、簡易水道事業、下水道事業（一部を除く）及び病院事業等について、当該起債の元利償還金に対する一般会計から特別会計への繰出額の 50%を特別交付税で措置。

3 特別交付税

(1) 現年災（災害復旧）

国の補助金等を伴う災害復旧事業費、及び災害対策事業費の合算額に 0.02 を乗じて得た額。

(2) 現年災（応急対応）

下表に掲げる項目ごとの数値に単価を乗じて得た額。（令和 6 年度）

項 目	単 価 (円)
死者・行方不明者数	875,000
障害者数	437,500
り災世帯数	23,500
全壊家屋戸数	176,700
半壊家屋戸数	88,200
浸水家屋戸数（床上）	5,100
浸水家屋戸数（床下）	2,700
農作物被害面積（ヘクタール）	6,900
※農作物作付面積に対する被害面積の割合が 30%を超えるもの	※9,700
災害救助費 （※救助実施市のみ）	費用に 0.4 を乗じた額 （地方負担額が上限）

(3) 現年災（その他）

(現年災（災害復旧）で算定した額 × 0.5) + (現年災（応急対応）で算定した額 × 0.2)

(4) 災害廃棄物処理

国の補助金を受けて施行する災害廃棄物処理事業に要する経費の地方負担分に 0.8 を乗じて得た額。

(5) 災害応援

被災自治体からの要請により行った被災地域の応援等に要する経費に 0.8 を乗じて得た額。

(6) 職員派遣（中長期）

災害復旧等に従事させるため地方自治法第 252 条の 17 の規定による職員の派遣受入れに要する経費に 0.8 を乗じて得た額。

(7) 職員採用（災害復旧等）

災害復旧等に従事させるため採用した職員に要する経費に 0.8 を乗じて得た額。

(8) 連年災

過去 3 年間に発生した災害に係る国庫補助災害復旧事業等に係る事業費の合算額 (A) を、前 3 年度間の標準税収入の合算額 (B) で除した割合が 0.5 を超える市町村について、次の算式により算定した額に 0.8 を乗じて得た額。

(ア) A/B が 1.00 を超える市町村 $\rightarrow A \times 0.01$

(イ) A/B が 0.5 を超え 1.00 以下の市町村 $\rightarrow A \times 0.01 \times 1/4$

(9) 営農資金

被害を受けた農林業者等に対する利子補給及び損失補償に要する額のうち、市町村が負担する額に 0.8 を乗じて得た額。

(10) 文化財災害復旧

文化財の災害復旧に要する経費に 0.8 を乗じて得た額。

4 普通交付税の繰上交付

被災市町村のうち繰上交付を要望する団体について、基準財政需要額の合算額に対する公共施設被害額の合算額に 0.8 を乗じた額の割合が一定割合（最低 10%）を超える場合、その割合に応じて次回交付額（年間交付額の 1/4 程度）の一定割合（30～70%、）が繰上交付される（災害救助法の適用市町村は、被害額の基準に該当しない場合でも 30%の交付率が適用される）。

5 災害救助法関連

発災直後から対応が始まる被災者の救助に係る以下のような経費については、災害救助法が適用されると国と県が負担する災害救助費の対象となる。

- ・避難所及び応急仮設住宅の供与
- ・炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ・被服、寝具その他生活必需品の給与及び貸与
- ・医療及び助産
- ・被災者の救出
- ・福祉サービスの提供
- ・被災した住宅の応急修理
- ・学用品の給与
- ・埋葬、死体の捜索及び処理
- ・障害物の除去（災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去）
- ・輸送費及び賃金職員等雇上費

○災害救助法を適用した場合

- ・県負担（法 21 条）：掛かった費用の最大 100 分の 50（残りは国負担）
- ・市町村（法 21 条）：費用負担なし

（留意事項）

- ・関係部署と連携を密にし、県（健康福祉政策課）をとおして国としっかり協議しながら災害救助法事務を進める必要があり、財政担当者も災害救助法担当との連携は必須である。例えば、国と協議をせずに市町村の独断で旅館・ホテルを借り上げて避難所とした場合、事後に国が災害救助費の対象とできない判断をすると、市町村の一財で数億円規模の費用を負担することとなるので注意が必要。
- ・熊本市は、法上の救助実施市に指定されているため、県を介さず直接内閣府と協議等を行うことが可能となっている。

（以上）